

姫路市学校給食費管理システム導入・運用保守業務委託
要求水準書

令和7年 5月

姫路市教育委員会健康教育課

目 次

1	姫路市学校給食費管理システム導入・運用保守業務の概要	2
2	業務の範囲	2
3	業務運用内容	5
4	システム要件	6
5	情報セキュリティ及び個人情報保護	9
6	研修	10
7	運用保守要件	10
8	その他	12
9	納品物	12
10	添付資料	13
11	現在の運用スケジュール	13

1 姫路市学校給食費管理システム導入・運用保守業務の概要

本市の学校給食費は、小・中学校で口座振替又は現金で徴収し、(公財)姫路市学校給食会へ支払いを行う「私会計」方式となっていた。

このような中、文部科学省が令和元年7月に策定した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」では、学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減するために、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用するとともに、徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切と示された。

本市においても、令和4年度からの学校給食費の公会計化に伴い、給食を喫食する児童・生徒等における学校給食費などの情報について、適切で効率的な管理業務を実現するため、姫路市徴収金システム(以下、「現行システム」という。)を導入し対応してきたところであるが、データ量の増大等で現行システムでの対応が年々難しくなることが予想され、新たに姫路市学校給食費管理システム(以下、「本システム」という。)の導入を行うこととしており、本業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の範囲

(1) 業務内容

本システム導入における業務は、以下のとおりであり、システム導入に係る一連の作業すべてを本契約の対象とする。ただし、令和8年4月1日のシステム稼働日からのシステム運用保守等については、別途契約を行う予定であり、その要件は第7項に定める。

ア システム構築作業計画書の作成及びプロジェクト管理

システム構築を円滑に進めるための作業計画を立案し、本市と協議・合意を行う。また、作業計画を基にプロジェクト管理を実施し、本プロジェクトを成功させる。

イ システム設計・開発

本調達仕様書に示す本システムを開発するに当たり、必要となる要件定義書を作成し、本市の承認を得た上で設計、開発作業へ移行すること(契約後1か月後程度)。また、各機能の設計・開発段階においては、基本設計書及び詳細設計書を作成し、本市の承認を得た上で導入作業へ移行すること(要件定義後1～2か月程度)。なお、導入作業中において、要件定義書、基本設計書及び詳細設計書

の内容に変更が必要な場合は、改めて本市の承認を得た上で修正を行うものとする。この要件定義書、基本設計書及び詳細設計書の最終版は、完成図書として納品時に提出すること。

システム開発は、システムの安定性、コストパフォーマンスを考慮し、パッケージシステムによる提供を前提とする。

ウ 当初データセットアップ（現行システムからのデータ移行含む）

（ア）移行計画書作成

移行スケジュール、体制、移行手順、役割分担、移行完了検証手順等を記載した「移行計画書」を作成し、本市の承認を得ること。

（イ）移行対象データ

現行システムからの移行対象データは、下表に示す内容とし、取引データとなる過年度債権データは令和7年度の出納閉鎖後（令和8年6月頃）に本市より示す。

No.	データ名	主要項目	年間件数	データ形式
1	【マスタ】 対象者情報	対象者氏名、保護 者情報、口座情報、 折衝記録等	70,000 件	CSV
2	【取引データ】 給食費過年度債権 (有効データのみ)	未納額、還付額等	1,000 件	

（ウ）データ移行

現行システムが管理するデータは、本市が設定するデータレイアウト（本調達システムに合わせたものではない）により、CSV形式で全データを提供する。

なお、本市が提供する移行データに対する質疑・調整は本市と現行保守業者と実施すること。

また、受託者は、移行データの検証や現行システムとの並行稼働期間作業などにおいて可能な限り本市に負荷を与えることなく、責任をもって実施すること。

（エ）移行判定

受託者は移行結果について移行報告書を作成し、本市の承認を得ること。

（オ）切り替え

移行判定で移行の承認が得られた場合、本市と調整の上、切替を実施すること。

(カ) 移行スケジュール

新システム稼働開始 令和 8 年 4 月

過年度未納債権データの移行 令和 8 年 6 月

(キ) その他

現行システムからの移行データのほかに、本システムを稼働させる上で必要なデータ(生活保護情報、就学援助情報等)をセットアップする。

エ システム稼働環境の構築及びテスト

本システムの構築に必要なソフトウェア等の導入、調整及びネットワークへの設定、接続、必要に応じてクライアント端末の設定等、システム稼働に必要な環境設定を行う。

また、本稼働時にすべてのプログラム等が問題なく稼働することを担保するために、必要なテストを行うこと。稼働テストについては、事前にテスト計画等を立案し、本市の承認を得た上で実施する。

なお、テストの結果、エラー等が確認できた場合は、原因を究明し、修正・対処等をした上でテスト結果報告書に記載して提出する。

オ 運用支援

本システムを運用するに当たり、システム管理者として本市が実施すべき定型業務等がある場合は、運用マニュアル類を作成し、研修等を行うこと。また、障害発生時に一次切り分けを行うため等の障害対応マニュアルを作成すること。

カ システム操作研修及びマニュアル作成

本システム稼働前に、システム利用者が円滑な業務遂行をできるよう、研修及び操作マニュアルの配布等を行うこと。また、本市が事務マニュアルを作成する際に必要な支援を行う。

なお、研修に当たっては、事前に研修スケジュールを提案し、日程調整を行う。

キ システム運用保守

令和 8 年 4 月 1 日以降のシステム運用保守については、不具合が発生した際に迅速な復旧を行う等、本システムの運用に支障がない体制を構築する必要があることから、【7 運用保守要件】を参考に運用保守方法について提案すること。

(2) 業務期間

システム運用保守以外については、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(3) 調達条件

ア 導入実績

提案するシステムは、令和7年4月時点で人口20万人以上の自治体で稼働しているWebブラウザで利用できるパッケージ型ソフトウェアであること。

イ 認証

受託者は、品質マネジメントシステム（ISO9001）、情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））及びプライバシーマーク（Pマーク）の認証を取得していること。

3 業務運用内容

本市における大まかな業務運用内容は下記のとおりである。ただし、運用については、現在想定しているものであり、確定したものではないため、記載の運用方法にかかわらず、機能要件については、【4(5) 機能要件】のとおりとする。

(1) システム連携

以下のとおり、データの取込み及び抽出をして運用する。

なお、すべて手動での連携となる。

対象システム	システム名/ベンダー	連携項目	連携方法	頻度
学齢簿システム	㈱佐賀電算センター	生徒児童・ 保護者データ	C S V取込み	月次
校務支援システム	㈱内田洋行	生徒児童・ 保護者データ	C S V取込み	月次
生活保護システム	未定	未定	C S V取込み	月次
就学支援システム	㈱佐賀電算センター	就学援助・ 奨励データ	C S V取込み	月次
収納関連情報	現行システム	収納関連データ	C S V取込み	日次
徴収関連情報	現行システム	未納データ	C S V抽出	月次
献立システム	㈱夢工房	喫食数データ	C S V抽出	日次

(2) 喫食管理

ア 各学校で喫食情報を本システムに入力する。

(3) 徴収方法等

ア 徴収方法は、口座振替を基本とし、納付書(コンビニ・電子マネー)払い、生活保護費からの公金振替、児童手当からの特別徴収を想定している。

イ 徴収は、①6月から2月の9回は、年間納付予定額(1食単価×喫食予定数)を10で除した額とし、②3月は年間納付額を確定の上、精算する。

(4) 収納管理等

ア 収納消込については、消込データの取込みによって行う。

イ 未納者に対しては、納付期限から20日以内に督促状を送付する。

ウ 今回のシステム移行に際して、現行システムの未納者情報、未納額情報その他関連するものについて、本市と協議の上作成し、データ移行を実施する。

4 システム要件

(1) 前提条件

ア システム処理対象者数(令和7年4月1日現在)

区分	学校等数	児童生徒数	職員数	合計
小学校	69校	約26,500人	約2,300人	約28,800人
中学校	35校	約13,400人	約1,200人	約14,600人
特別支援	1校	約75人	約75人	約150人
センター	4センター	0人	約8人	約8人
合計	108か所	約39,975人	約3,583人	約43,558人

イ クライアントPC環境

利用するクライアントPCは以下の2種類を予定している。

(ア) 教育委員会事務局職員利用

① 台数

20台 (健康教育課 12台、センター8台)

② ハードウェア構成

- ・ CPU : Corei5-1335U
- ・ メモリ : 8GB

③ ソフトウェア構成

- ・ OS : Windows11 Pro (64bit)
- ・ ブラウザ : Microsoft Edge または Google Chrome
- ・ オフィスソフト : Microsoft Office 2016

(イ) 各学校教員利用

① 台数

105台

② ハードウェア構成

- ・ CPU : Core i5-1235U
- ・ メモリ : 8GB

③ ソフトウェア構成

- ・ OS : Microsoft Windows 10 Enterprise LTSC
- ・ ブラウザ : Microsoft Edge または Google Chrome
- ・ オフィスソフト : Microsoft365

なお、システムの運用期間中、OS 及びブラウザをそれぞれ最新バージョンに変更することが想定されるので、その際には継続してシステムが利用できるように遅滞なく対応すること。

(2) サーバ構成及びネットワーク構成

ア 構築

本システムは、本市が校務系ネットワーク上に構築・運用する教育系仮想化統合基盤上に構築するものとし、以下(ア)～(ク)を要件とする。なお、教育系仮想化統合基盤のハイパーバイザーは、VMware ESXi である。

- (ア) 構築する仮想サーバに係るOS (WindowsServer2022)、ウイルス対策ソフト (WindowsDefender) 及びバックアップ用ソフトウェアは本市で準備する。WindowsServer 以外のOS や WindowsDefender 以外のウイルス対策ソフトを使用する場合は、ライセンスや環境構築費を見積に含めること。

- (イ) 仮想サーバについては、OS が WindowsServer のものについて、OS をインストールした状態で提供するので、それ以降の構築作業が委託範囲となる。OS が WindowsServer 以外のものについては、OS のインストールから構築作業が委託範囲となる。

- (ウ) 本システムで利用可能な仮想基盤のリソースは、CPU8 コア、メモリ 64GB、ストレージ 3TB 以内とする。また、仮想サーバの台数は上記リソース内であれば複数台でも可能とする。

- (エ) データのバックアップについては、設定した時間までに仮想化統合基盤上の決められたディスクにバックアップファイルを出力すれば、仮想化統合基盤の機能によりバックアップを行うことができる。
- (オ) システム運用期間中に仮想サーバに係るOSがサポート切れになる場合は、サポート可能なOSにアップグレードするものとし、その作業費を提案価格に含めること。
- (カ) 保守はオンサイト以外でもリモートによる保守も可能とするが、その際の費用については本費用に含めること。
- (キ) システムを構築する教育系仮想化統合基盤は、令和7年度中に更新予定であるが、新仮想化統合基盤への移行（V2V）は本市にて実施するので、移行後のシステム動作確認作業を行うこと。
- (ク) 上記以外に本システムの稼働に必要なソフトウェア、ライセンス等があればすべて提案価格に含めること。

イ その他

サーバ等において日々作成されるファイル等がある場合は、それらが溜まり続けてディスクフルな状態にならないよう、適切な設定を行うこと。定期的な削除等が必要な場合は、本市と協議の上、削除サイクルや削除するファイル等を決定すること。

(3) システム構成

ア システムにおいて障害等が発生した場合でも業務データの整合性を担保可能とし、影響を最小限にとどめ、復旧にかかる時間が最短になる構成であること。

イ バージョンアップにより機能拡張や機能改良が発生する場合でも、システムの他の部分に影響を与えず互換性をもって稼働可能なこと。

(4) システム連携

以下の情報について連携する必要があり、各情報の出力形式等については、以下のとおりである。

対象情報	連携方法
学齢簿情報	C S V 取込み
校務支援情報	C S V 取込み
生活保護情報	C S V 取込み
就学支援情報	C S V 取込み

収納関連情報	C S V 取込み
徴収関連情報	C S V 抽出
食数情報	C S V 抽出
文字関連情報	T T E ファイル取込み

(5) 機能要件

(別紙1 機能要件)を満たすこと。必須要件は必ず満たすこととし、満たさない場合は、代替案の提案又はカスタマイズ対応をすること。

なお、パッケージを導入してシステムの運用をするに当たり、当然に必要と考えられる機能については、機能要件に記載のないものについても機能を備えていること。

(6) 拡張性要件

ア 給食費無償化対応

対象者(範囲)、期間、優先度設定(支援)、負担先管理(国、市、保護者)、負担金額設定、保護者請求抑止、児童生徒毎の実績給食日計算

イ 学校徴収金対応

今後、学校徴収金の管理等についてもシステムの導入をすることが想定されるため、学校徴収金の管理システムを導入する場合の提案ができる場合は、概算金額とともに提案すること。

ウ その他拡張性

将来の制度変更や本市の業務拡大に対応し、必要に応じて他システムとの連携が可能な構成とすること。特に、保護者との相互コミュニケーションを可能とする保護者ポータルサイト等について可能であれば、概算金額とともに提案すること。

5 情報セキュリティ及び個人情報保護

本市の定める情報セキュリティ方針(別紙2 姫路市情報セキュリティ基本方針)及び本市の指示する手順を遵守するとともに、「個人情報の保護に関する法律」や関係法令を遵守し、業務の処理のために本市から貸与された個人情報並びに業務の処理の過程で取得した個人情報及び知り得た個人の秘密を保護すること。また、(別紙3 個人情報取扱特記事項)を参照し、順守すること。

6 研修

(1) 研修対象者(予定)

各小中学校担当者	105校×2名＝210名
各給食センター担当者	8名
健康教育課担当者	10名

(2) 研修実施期限

令和8年3月31日までに全員が研修に参加できるように、本市と協議してスケジュール調整をすること。

なお、時間帯は平日9時から午後5時までの間とする。

(3) 研修内容

ア 各小中学校及びセンターの担当者が本システムを利用するに当たり、円滑な業務遂行ができるよう、操作方法等の必要な事項についての研修を行う。

イ 健康教育課の担当者が本システムを利用するに当たり、円滑な業務遂行ができるよう、操作方法等の必要な事項についての研修を行う。

(4) 研修方法

集合研修を基本とする。研修を行う場所、スクリーン、プロジェクター、研修用パソコンなど、必要な各種環境については本市にて準備するが、システム環境や操作マニュアル等の必要な資料は受託者にて準備すること。また、集合研修を行えない場合に、オンライン研修又は研修DVDの配布等の対応を行う。

(5) その他

研修に参加できない者のため、本市が指定した部数の操作マニュアルを準備すること。

7 運用保守要件

不具合が発生した際に迅速な復旧を行う等、本システムの運用に支障がない体制を構築する必要があることから、最低限下記の要件を満たす運用保守方法を提案すること。また、提案内容を満たした「運用保守等業務仕様書案」を本業務委託締結後に提出すること。

(1) 運用保守契約期間及び時間

ア 運用保守等業務の契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間の長期継続契約と

する予定である。ただし、令和8年度以後の予算について、予算の承認が得られない場合又は予算の減額がされた場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。なお、契約を変更し、又は解除した場合において受託者に損害のある場合は、受託者は、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、本市と受託者における協議の上、定めるものとする。

イ 運用保守時間

(ア) 平日午前9時から午後5時まで受付可能な窓口があること。

(イ) ハード障害等が発生した際は、必要に応じて平日午前9時から午後5時までのオンサイト保守対応を行うこと。

(ウ) 進級等による年次スケジュールに際し、本市の依頼に応じたシステム上のデータ加工、マスタ作成等について平日午前9時から午後5時までの時間帯で対応や支援を行うこと。

(2) システム運用内容

ア 本市からの依頼によるデータ加工、マスタ作成等の運用支援

イ システム連携等が必要となった際の他業者との打合せ及び資料作成支援

ウ ソフトウェアのライセンス更新等に伴う各種手続き

エ 軽微な設定変更等の対応（想定している範囲や内容等を提案書に記載すること）

オ OSサポート切れ対応、システム更新、バージョンアップ等におけるメンテナンス作業（本システム対象機器でソフトウェア等の不具合等が発見され、本システム環境に影響がある場合の修正プログラム適用等を含む。予防措置、未然防止）

カ 本システムに関するインシデント対応（本市からの問い合わせ対応等）

(3) システム保守内容（障害発生時等の対応）

ア 障害発生時における切り分け、復旧対応（復旧までに時間がかかる場合は、本市へ状況及び復旧見込み等を報告すること）

イ OSやソフトウェアのバグに起因した不具合等が発生した時の切り分け・原因究明及び修正プログラムやパッチ適用作業

ウ 障害復旧後、原因の分析及び実施した対応、再発防止策等についての障害対応報告書の提出

エ ハードウェア障害に伴う、ソフトウェアの再インストール等の対応

オ 本市では、本システムを利用してらくらく献立への食数のデータ抽出を行い、物資の調達を行う予定であるため、障害が発生し、本システムが利用できないり

スクに対する対策等についての提案を行うこと。

(4) 問い合わせ対応

令和8年度については、運用保守業務時間内の利用者(学校、本市)からの操作方
法等における問い合わせ(電話)に対応できる体制を整えること。

なお、問い合わせ及び回答内容については記録し、定期的に報告すること。

8 その他

(1) 契約約款

業務の履行等については、(別紙4 契約約款(案))に記載のとおり取り扱う。

(2) 議事録

協議等を行った際は、必要に応じて議事録を作成し、提出する。

(3) 疑義の解決

本調達仕様書等に記載内容のほか、疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議
の上、決定するものとする。

9 納品物

	納品物	提出期限
(1)	システム構築作業計画書	契約締結後10日以内
(2)	テスト計画書	(1)提出後10日以内
(3)	テスト結果報告書	テスト実施5日以内
(4)	研修計画書	作業の進捗状況により、 本市から指示する。
(5)	操作マニュアル 運用マニュアル 障害対応マニュアル	
(6)	ソフトウェア一覧 ハードウェア一覧(物理サーバ利用時)	
(7)	議事録	協議等実施後
(8)	要件定義書 基本設計書 詳細設計書	令和8年3月31日
(9)	その他必要と思われる資料	随時

10 添付資料

- 別紙 1 機能要件
- 別紙 2 姫路市情報セキュリティ基本方針
- 別紙 3 個人情報取扱特記事項
- 別紙 4 契約約款(案)

11 現在の運用スケジュール

(1) 年次処理

4 月	システム年度更新 (102 校、4 給食センター分) 全校分の喫食情報登録 (102 校、4 給食センター分) 給食申込書チェック (新小 1 分) 口座情報取込み (新小 1、新中 1 約 7,000 件)
5 月	
6 月	集金計画作成、請求方法の設定等 当初決定通知発送 (約 45,000 件) 催告書発送 催告書対象者のうち、生活保護受給者について一覧を作成し担当課に送付
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	給食申込書、口座振替依頼書発送 (新一年生保護者あて、約 9000 件) 催告書発送 催告書対象者のうち、生活保護受給者について一覧を作成し担当課に送付
11 月	申込書及び口座振替依頼書受付簿入力 (3 月頃まで)
12 月	口座振替依頼書発送 (銀行あて)
1 月	口座情報データ入力 (3 月頃まで)
2 月	催告書発送 催告書対象者のうち、生活保護受給者について一覧を作成し担当課に送付
3 月	次年度用の給食単価、給食締切日設定、給食カレンダー(主食)のシステム 取込データ作成

	年度精算に係る変更通知書発送（約 45,000 件）
	年度精算に係る還付処理（約 10,000 件）

（２） 月次処理（６～３月）

就学援助及び就学奨励の認定処理（他課からのデータを取込み、チェック、登録）

第３子無償化認定処理（学齢簿で抽出、チェック、登録）

給食停止・再開届処理（請求方法変更（定額→精算等）、喫食状況等確認、住所変更等）

変更通知書等発送（転入、転出、精算払等）

督促状発送（前月末の納付期限分）

調定額（集金計画）内訳作成（学校、学年、期別、就学援助等）

還付処理

充当処理

口座情報データ入力

口座振替開始期別通知

口座引落依頼データ作成

口座引落結果データ取込

学校指導課の資料（紙ベース）による転入出者情報入力

【隔月】

児童手当からの天引きに係る事前通知発送

給食費未納者に係る児童手当からの徴収予定データ抽出

児童手当からの徴収結果取込（催告書の出力に影響するため、先の日付で取込）

児童手当からの充当通知発送

（３） 日次処理

収入消込（納付書払、コンビニ等納付分）

物資発注に係る食数データ抽出（学校、学年、クラス、教職員、児童生徒別）

※ ７日後の物資を毎日発注

（４） 随時処理

給食変更届処理（住所、納付義務者、納付方法等の変更）

給食申込書処理（住所等の確認、集金計画、納付方法の設定）

学校からの届出による喫食データ変更処理

学校行事(※)に伴う喫食者登録処理（住所、納付義務者、喫食情報、集金計画等）

(※)学校行事…試食会、教育実習生、トライやるウィーク（中学生体験活動週間）等